

第45回 造血幹細胞移植委員会
(平成27年1月16日)
資料1

造血幹細胞移植を取り巻く現状等について

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の概要

(24.9.12 公布、26.1.1 全面施行)

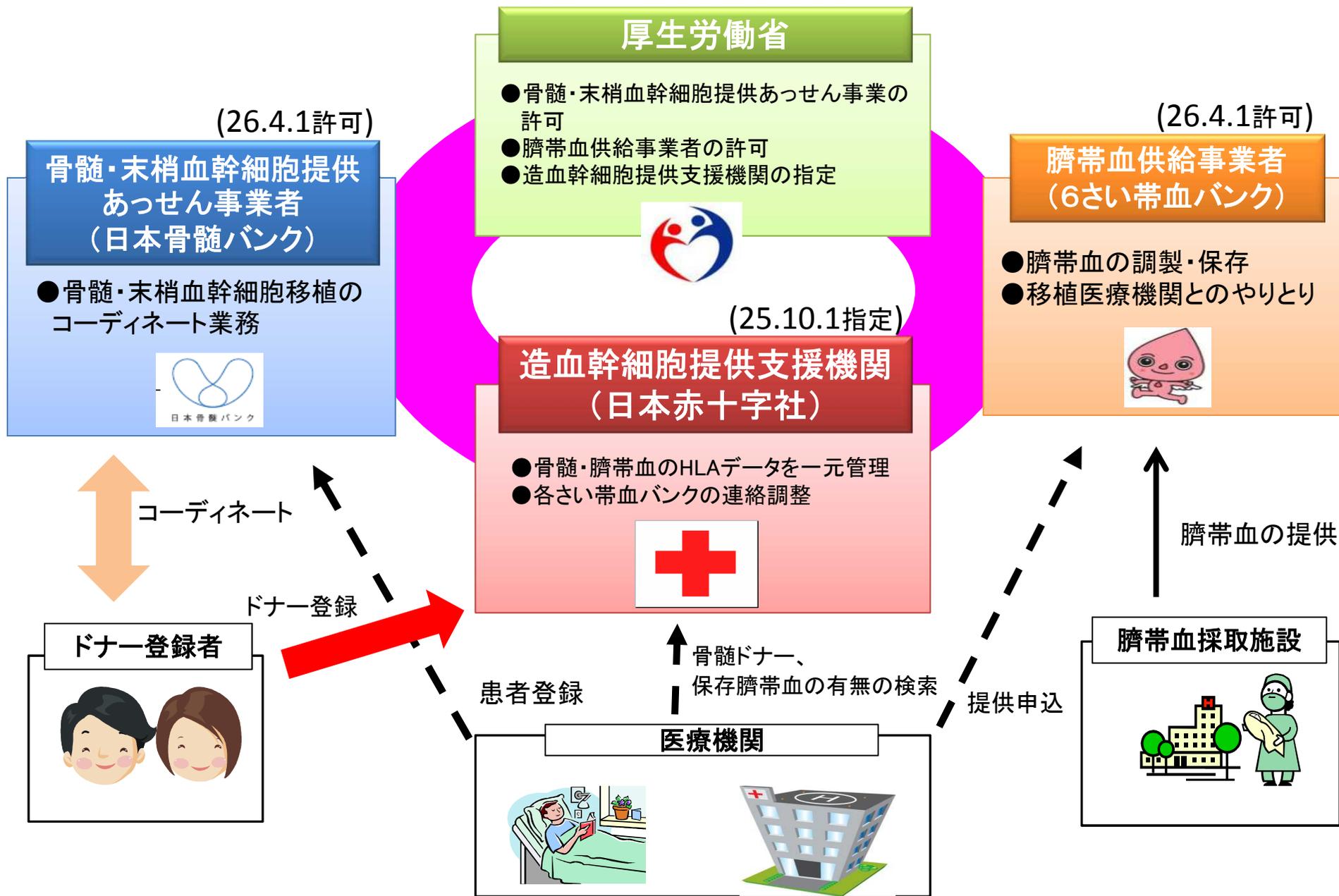
法律の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資する（＝患者がよりよい移植を受けられる）

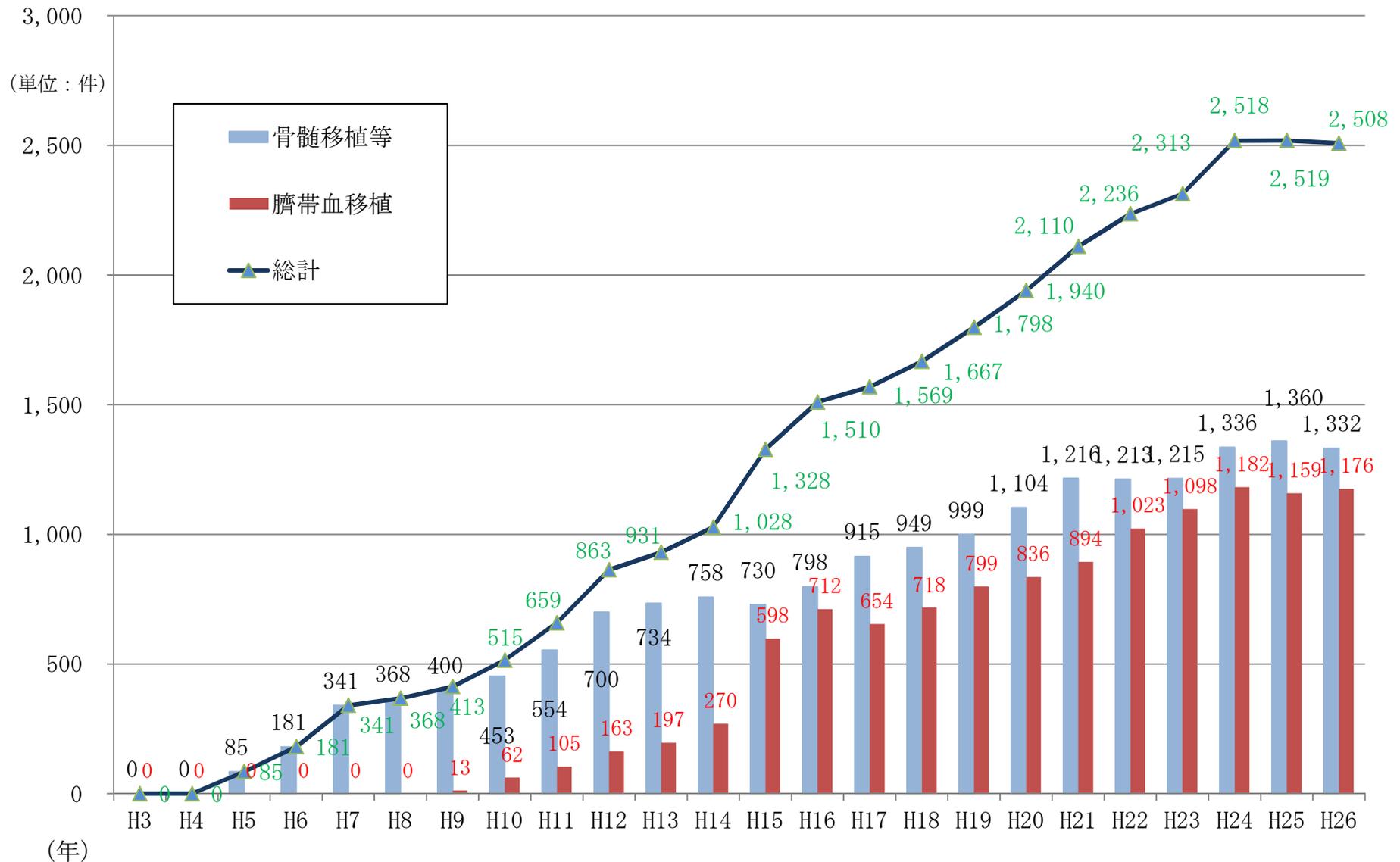
法律の主な内容

- 造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念、国やバンク等の責務、国の施策（国民の理解の増進、3種類の造血幹細胞に関する情報の一体的な提供、バンクの安定的な事業運営の確保等）を規定
- 骨髄バンク・臍帯血バンクを許可制とし、骨髄バンクに対してはドナーの健康の保護、臍帯血バンクに対しては品質の確保に関する基準の遵守など、業務遂行上必要な義務を課す
- 骨髄バンク・臍帯血バンクに対する補助の規定を設ける
- 骨髄バンク・臍帯血バンクに対する支援を行う支援機関を全国で1個に限り指定（日本赤十字社）

造血幹細胞移植の実施体制



造血幹細胞移植実績の推移(非血縁者間)



※骨髄移植等とは、骨髄移植と末梢血幹細胞移植をいう。
 ※末梢血幹細胞移植は平成22年10月より導入されており、平成26年12月現在、87例が実施されている。
 ※移植件数は平成26年12月末現在の速報値。